

別紙様式第7号（第6条、第11条第1項関係）

(日本産業規格 A 4)

株主の名簿

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第11条第1項第5号に規定する総株主の議決権をいう。
 2. 「議決権」とは、仮想通貨交換業者の株主が当該仮想通貨交換業者の株主総会の決議に参加する権利として、1株につき1個付与されているものをいう。
 3. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。
 4. 「割合（B/A）」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
 5. 「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。